

居宅介護支援事業所　こころはす小新
＜契約書別紙　兼　重要事項説明書＞

居宅介護支援 (契約書別紙 兼 重要事項説明書)

あなた（利用者）に対する居宅介護支援の提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所ころはす小新	指定年月日	令和3年5月1日
所在地	新潟市西区小新大通2丁目1番28号	事業所番号	1570115475
電話番号	025 (234) 4666	管理者	谷口 忍
営業日	(月)～(金) ※土曜、日曜、祝日 12/31～1/3 迄休業	介護支援専門員数	4人以上
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 24時間連絡体制あり	課題分析方式	居宅サービス計画 ガイドライン

※営業時間以外は、下記の携帯電話連絡先で当番の介護支援専門員が24時間対応いたします。

(なお、運転中等対応 出来ないときには折り返しいたします) 080-2584-4894

2. 提供するサービスの内容

- ① 「居宅介護支援」は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、利用サービスの種類および内容、これを担当するサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、および利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあたっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。

体調不良等で医療機関へ入院した際は、あなたまたは代理人等は担当介護支援専門員へ連絡をするとともに、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関担当者へお伝えください。医療機関との連携を図り、入退院時に関係機関とスムーズな情報共有・入退院支援を行います。

- ②具体的には、次にあげる業務を行います。

- ・あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- ・調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- ・介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- ・わたしたちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。

- ・ あなたの要介護認定の申請についてお手伝いします。
- ・ あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

3. 業務取扱の方針

「居宅介護支援」の基本方針は、次のとおりです。

- ア. 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- イ. 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ウ. 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- エ. 居宅介護支援の提供にあたっては、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- オ. 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう行くとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- カ. 居宅介護支援の提供にあたっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常に改善を図ります。
- キ. 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ク. 利用者は居宅サービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を事業者に求めることができます。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数	合 計
主任介護支援専門員	1人以上	4人以上
介護支援専門員	3人以上	

5. 担当の介護支援専門員

あなたへのサービス提供を担当する介護支援専門員は、次のとおりです。不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

氏名 _____ 連絡先（電話番号） 0 2 5 （ 2 3 4 ） 4 6 6 6 _____

6. 利用料金利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合の利用料は次のとおりですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、利用者負担金はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ） 〈取扱件数が 45 件未満〉		居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ） 〈取扱件数が 45 件以上 60 件未満〉		居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅲ） 〈取扱件数が 60 件以上〉	
要介護 1. 2	11,088 円	要介護 1. 2	5,554 円	要介護 1. 2	3,328 円
要介護 3. 4. 5	14,406 円	要介護 3. 4. 5	7,187 円	要介護 3. 4. 5	4,308 円

加 算	内 容	利用料
特定事業所加算Ⅱ (1 月につき)	- 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。 - 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を 3 名以上配置していること。 - 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項を目的とした会議を定期的に開催すること。 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 - 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 - 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 - 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 - 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	4,298 円

初回加算 (1月につき)	新規あるいは2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けて指定居宅介護支援を行った場合。	3,063 円
入院時情報連携加算 (1月につき)	(Ⅰ) 利用者が病院に入院した日のうちに介護支援専門員が必要な情報提供を行った場合。 (Ⅱ) 介護支援専門員が3日以内に、必要な情報提供を行った場合。	(Ⅰ) 2,555 円 (Ⅱ) 2,042 円
退院・退所加算 (1月につき)	利用者の退院・退所にあたり、介護支援専門員が病院又は施設等に赴き、当該職員との「面談」により「利用者に関する必要な情報」を得た上で、当該情報を反映した居宅サービス計画を作成した場合。 (イ) 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により受けていること。 (ロ) 必要な情報をカンファレンスにより受けていること。 (Ⅰ) イ又はロを入院期間中に1回の場合 (Ⅱ) イ又はロを入院期間中に2回の場合 (Ⅲ) イ又はロを入院期間中に3回以上の場合で、うち1回以上はカンファレンスによること。	(Ⅰ) イ 4,594 円 (Ⅰ) ロ 6,126 円 (Ⅱ) イ 6,126 円 (Ⅱ) ロ 7,657 円 (Ⅲ) 9,189 円
通院時情報連携加算 (1月につき)	医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。	510 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。	2,042 円 ※月2回を限度

サービスの提供にあたり必要とされる次の要件を満たさない場合は、利用料の 50% の額を減算します。（2ヶ月以上継続の場合 100%）

- ・利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたり、利用者の居宅を訪問し利用者およびその家族に面接してこれを行うこと。
- ・アセスメントを通じて作成した居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議の開催または照会等により、当該原案に位置付けたサービスの担当者から意見を求めること。

- ・ 居宅サービス計画の原案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し文書により利用者の同意を得ること。
- ・ 上記の手続きを経て作成した居宅サービス計画を利用者および当該計画に位置付けたサービスの担当者に交付すること。
- ・ 居宅サービス計画の作成後において、特段の事情がない限り、少なくとも月 1 回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。および少なくとも月 1 回、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録すること。
- ・ 要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催または照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、当該計画に位置付けたサービスの担当者から意見を求めること。
- ・ 利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について以下の説明を行うこと。
- ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。
- ・ 居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

特定事業所集中減算…居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく 80%を超える場合、1 月につき 2,042 円減算になります。

7. サービスの終了

あなたの都合によりサービスの利用を終了する場合は、すみやかに 5 の連絡先までご連絡下さい。

8. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 苦情解決体制を整備しています。
- ・ サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。
- ・ 利用者の人権擁護、虐待の発生又は再発を防止するための委員会を定期的に開催します。

- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を年1回以上開催します。

虐待防止に関する責任者 谷口 忍（管理者／主任介護支援専門員）

10. ハラスメントの防止

事業者は労働者の安定及び職業生活の充実等を図るにあたり、利用者及びその家族は、サービス利用にあたって次の行為を禁止します。

- ・介護支援専門員、その他従事者に対する身体的暴力（直接的間接的を問わず、有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ・介護支援専門員、その他従事者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為）
- ・介護支援専門員、その他従事者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

11. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、居宅外語支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定、実施します。

当該業務継続計画（BCP）に従い、介護支援専門員、その他の従事者に対して必要な研修および訓練（シュミレーション）を実施します。

感染症が発生、又はそのまん延を防止するための研修及び訓練を実施します。

12. 苦情相談窓口

事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出下さい。

窓口設置場所	居宅介護支援事業所 ころはす小新
受付担当者	介護支援専門員
責任者	管理者 谷口 忍
連絡先	025（234）4666

あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申立てることができます。

苦情受付機関	連絡先
新潟市介護保険課	025（226）1273
新潟県国民健康保険団体連合会	025（285）3022